

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月25日
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 グループ社長執行役員 佐藤 光紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員 波多野 圭
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-6863-5623(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ執行役員 波多野 圭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 32,605,239,210円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年10月28日付で提出した有価証券届出書並びに2021年10月28日付及び2021年11月12日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2021年11月25日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

（訂正前）

（省略）

5【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月10日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月23日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年10月28日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年10月28日に関東財務局長に提出

(訂正後)

(省略)

5【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2021年2月10日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年3月23日に関東財務局長に提出

8【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年10月28日に関東財務局長に提出

9【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年10月28日に関東財務局長に提出

10【臨時報告書】

前記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を2021年11月25日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月12日)現在においても変更の必要はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。更に、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年11月25日)現在においても変更の必要はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。更に、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。